

国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園に係る
共用設備の管理に関する協定書

国営沖縄記念公園首里城地区事業者 内閣府沖縄総合事務局（以下「甲」という。）と県営首里城公園事業者 沖縄県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国営沖縄記念公園首里城地区と県営首里城公園の共用する受変電設備、自家発電設備及び通信線路（以下「共用設備」という。）の管理並びに電気主任技術者の配置に関して必要な事項を定める。

（共用設備の管理の位置及び区分）

第2条 共用設備の管理の位置及び区分は、別添図-1、2、3 資料-1、2 に定める受変電設備、自家発電設備、通信線路とする。

（管理費の負担）

第3条 共用設備の維持管理費及び電気主任技術者の配置に要する経費は、下記のとおり
の費用分担比率とし、詳細は資料-3、4、5 のとおりとする。

- ① 受変電設備
 - イ) 甲の負担率7%、乙の負担率93%とする。
- ② 自家発電設備
 - イ) 甲の負担率57%、乙の負担率43%とする。
- ③ 通信線路（配線、電話設備）
 - イ) 甲の負担率50%、乙の負担率50%とする。
- ④ 電気主任技術者
 - イ) 甲の負担率42%、乙の負担率58%とする。
- ⑤ 電気料金
 - イ) 受益者ごとの使用電力量に応じて費用分担を行う。
- ⑥ その他
 - イ) 諸経費及び消費税は費用分担率で按分する。

（管理の期間）

第4条 管理の期間の始期は、平成31年2月1日とする。

- 2 甲は、管理の期間を終了しようとするときは、管理期間の終了2箇月前までに、書面をもって乙と協議するものとする。

(物件保存の義務)

第5条 この管理施設は、常に良好な状態に維持管理し、本来の用途に従い、公共の用に供さねばならない。

2 前項の維持管理のための、通常必要とする修繕費その他の経費は第3条に基づき甲、乙の費用分担とする。

3 維持修繕に際し、大規模の修繕が生じた場合は、甲、乙協議の上、費用負担を行うものとする。

(権限の委任)

第6条 本条件の規定する甲の権限のうち、次の各号に掲げるものは、国営沖縄記念公園事務所長（以下「事務所長」という。）に委任する。

1. 第3条の管理費の負担に係る軽微な協議。

2. 乙は、本協定に基づく甲へ提出する協議等は、事務所長を経由するものとする。

(変更期日)

第7条 第3条④電気主任技術者の規定は、令和5年2月1日から適用する。

(その他)

第8条 本内容、その他公園施設の管理等について、疑義が生じたときは、甲、乙との協議により処理するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和5年1月30日

甲 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
内閣府沖縄総合事務局長 田中 愛智朗



乙 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕



図 1-1 共用設備の位置

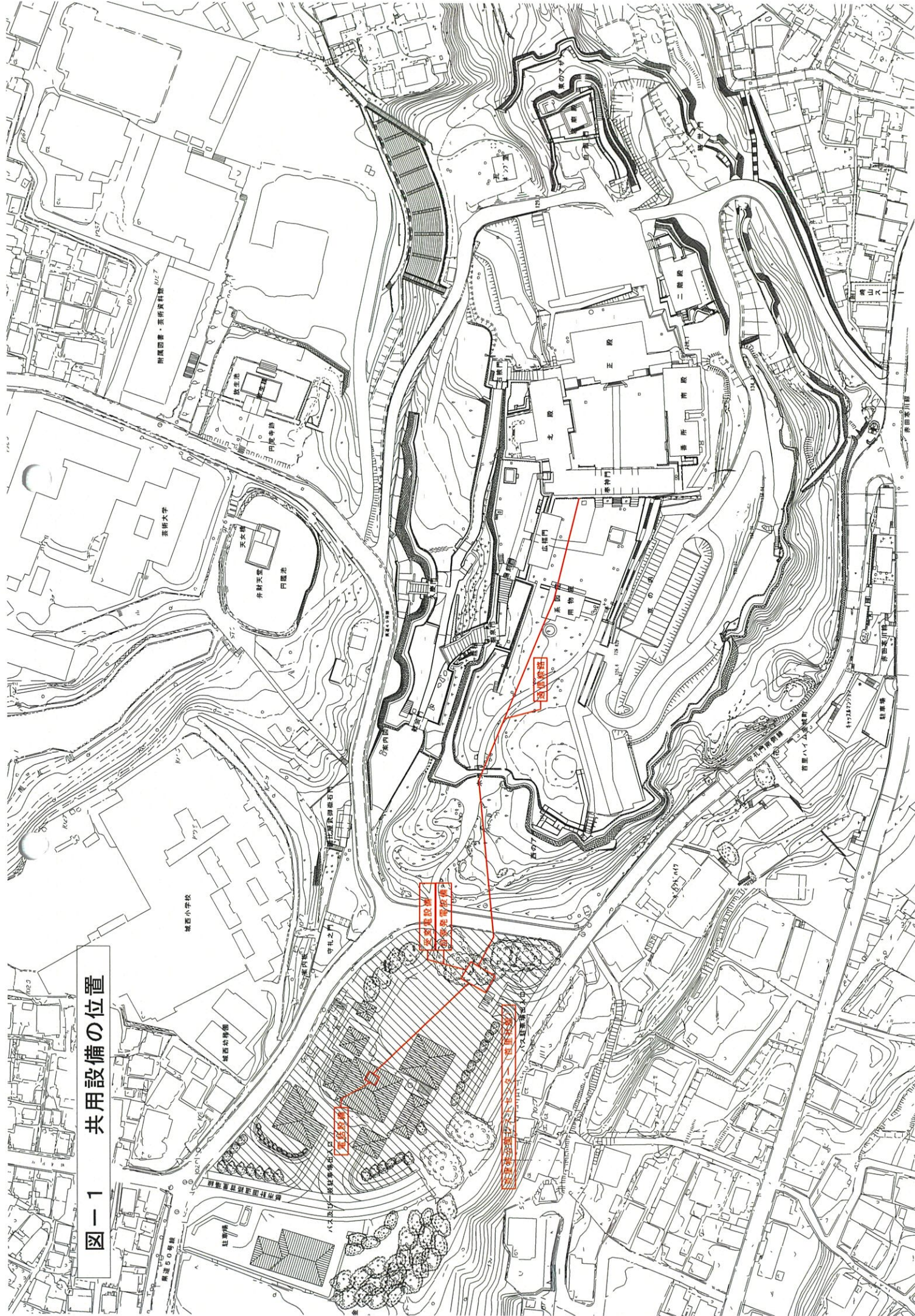


図-2 首里城公園レストセンター

県道50号線

城西小学校

駐車場

城西幼稚園

案内板

バス及び一般駐車場出入口

守礼之門

電話設備

地下1階

地下2階

受変電設備

自家発電設備

通信線路

バス駐車場出入口

西の7

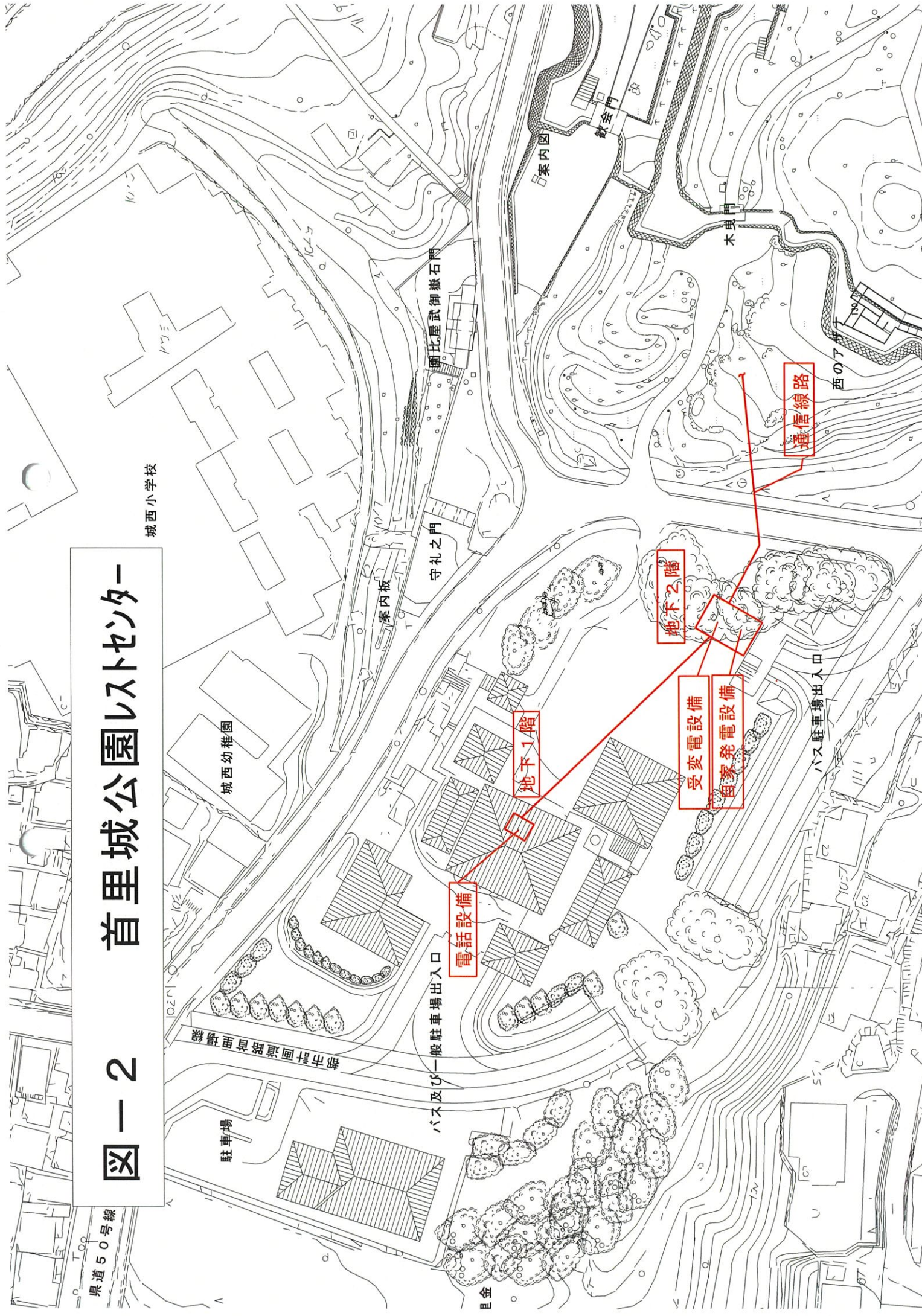
木更

案内図

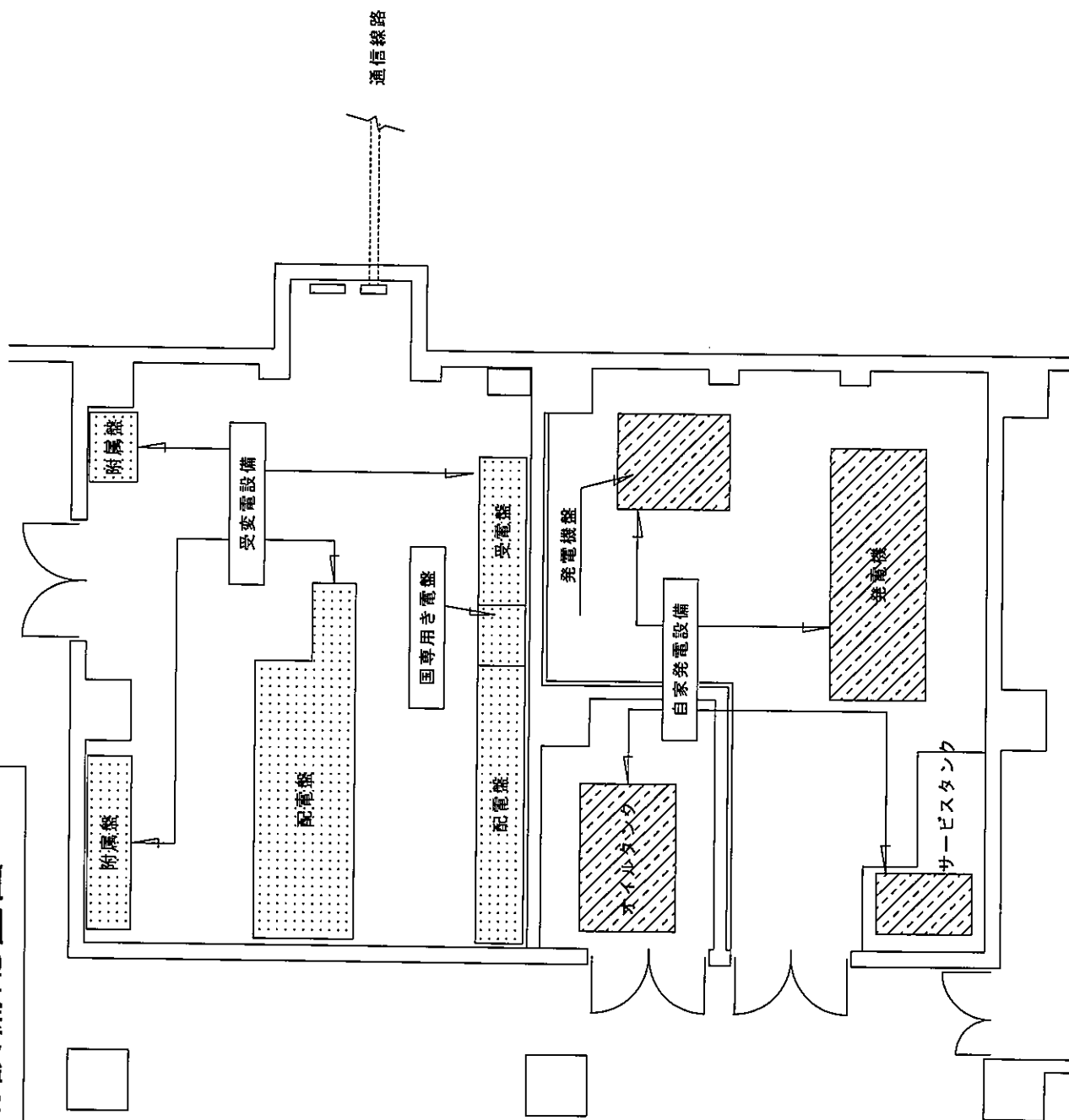
教会門

波

目金



図一 3 共用設備配置図



共用設備配置図
 首里城公園レストセンター(首里社館)地下2階
 共用設備

資料一 1

共用設備の管理区分表

項 目	共 用 設 備	設 置 場 所	工 事 施 工 者	管 理 費 負 担 者	管 理 費 負 担 率
1. 受 変 電 設 備	受 変 電 設 備	首里城公園レストセンター内	県	国・県	国 7 %、県 9 3 %
2. 自 家 発 電 設 備	自 家 発 電 設 備	首里城公園レストセンター内	県	国・県	国 5 7 %、県 4 3 %
3. 通 信 線 路					
イ. 監 視 設 備	配 電 線 路 電 話 設 備	奉 神 門～ 首里城公園レストセンター内	県	国・県	国 5 0 %、県 5 0 %
ロ. 電 話 設 備					
ハ. 放 送 設 備					

資料－2

区 分 詳 細 図

1. 受 変 電 設 備 2. 自 家 発 電 設 備	首里城公園レストセンター (受変電設備) 受配電盤 き電盤 自家発電設備 県 営 公 園 区 域	参 考 受変電設備は、主に受配電盤と、き電盤で構成され、国側副変電所電源(6.6 KV)は、き電盤を経由して電源供給するものであり、き電盤は、受配電盤と一体設備である。また、自家発電設備に関しても、受変電設備と連性が大であり、双方とも県において工事を行っている。
3. 通 信 線 路 イ. 監 視 設 備 ロ. 電 話 設 備 ハ. 放 送 設 備	首里城公園レストセンター 主 監 視 盤 電 話 設 備 放 送 設 備 配線 情報 内線 総合案内 県 営 公 園 区 域 主 監 視 盤 電 話 設 備 放 送 設 備 国 営 公 園 区 域	構内の配線は、県で工事を行い、国は、工事費負担額を支払っている。

凡 例

共 用 設 備

資料一 3

管 理 負 担 額 の 算 出 方 法

1. 受変電設備；専用工事費比率で配布している。（負担率は国 7 %、県 93 %）

$$\text{国の支払う負担額} = \text{受変電設備工事費} \times \frac{\text{国専用工事費（き電盤）}}{\text{国専用工事費（き電盤）} + \text{県専用工事費（受変電盤）}}$$

2. 自家発電設備；容量比率で按分している。（負担率は国 57 %、県 43 %）

$$\text{国が支払う負担額} = \text{自家発電設備工事費} \times \frac{\text{国側設備容量（発電機）}}{\text{国側設備容量（発電機）} + \text{県側設備容量（発電機）}}$$

3. 通信線路；甲乙折半している。（負担率は国 50 %、県 50 %）

$$\text{国が支払う負担額} = \text{通信線路工事費} \times 0.5$$

4. 電気主任技術者；変圧器の容量の比率で按分している。（負担率は国 42 %、県 58 %）

$$\text{国が支払う負担額} = \text{電気主任技術者の配置に要する経費} \times \frac{\text{国側設備容量（変圧器）}}{\text{国側設備容量（変圧器）} + \text{県側設備容量（変圧器）}}$$

その他

1. 諸経費及び消費税は直接工事費比率で按分している。

資料ー 4

共用設備の工事費及び管理費並びに電気主任技術者の配置に要する費用の比率算出

(但し管理費の金額については見込みである)

		工 事 費			管 理 費			比 率 の 考 え 方
受変電設備		国	県	計	国	県	計	
	金額円	4,675,072円	57,931,200円	62,606,272円	42,000円	558,000円	600,000円/年	管理費の比率は工事比率
	比率%	7%	93%	100%	7%	93%	100%	
非常用発電機	金額円	55,918,284	42,579,815	98,498,099	285,000円	215,000円	500,000円/年	単独設置したときの発電機容量比率
	比率%	57%	43%	100%	57%	43%	100%	
	発電機容量	314.3KVA	240.6KVA	設置発電機 625KVA				
通信線路	金額円	ユニット 3 枚、 (国) 1,069,229円	924,164円	1,993,393円	250,000円	250,000円	500,000円/年	ユニット 147,324 + 921,905 = 1,069,229 ケーブルは50%負担、ユニットは国持ち (3枚)
	比率%	54%	46%	100%	50%	50%	100%	
電気主任技術者	金額円				1,670,558円	2,306,960円	3,977,518円/年	
	比率%				42%	58%	100%	
	変圧器容量				700KVA	950KVA		
計		61,662,585	101,435,179	163,097,764	2,247,558	3,329,960	5,577,518	

資料一 5

電気料金の算出方法

① 1 k w h 当たりの電気料金 = (当該月) 請求金額 / (当該月) 使用電力量

② 国負担額 = ① × 国使用電力メーター値

③ 県負担額 = (当該月) 請求金額 - ②

